

出整第2818号

平成27年1月15日

各府県バス協会 御中

島根県出雲県土整備事務所長



出雲大社参詣道「神門通り」北進一方通行について（再度依頼）

寒気の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

表題に件については、平成23年3月18日付け観光第426号（出雲市）、出整第3279号（島根県出雲県土整備事務所）、出交第2148号（島根県出雲警察署）により協力依頼しており、おかげさまで大型車両のすれ違いの減少により安心して楽しみながら歩ける道づくりが実現され、連日多くの観光客で賑わっています。

このたび「神門通り」では、2期工事区間（大鳥居付近～一畑電車出雲大社前駅前）の石畳舗装工事の着手により長期にわたる片側交通規制を実施する予定としており、円滑な交通の確保のため、観光バスの北進一方通行について改めてご理解・ご協力をお願いいたします。

◆北進一方通行

<期間>

平成23年4月15日～永年

（このたびの文書は、確認のため再度依頼させていただくものです。）

<内容>

大型車両のすれ違いを減らすため、バス事業者及び関係者の協力により、観光バスに往路は神門通りを北進してもらい、帰路は神門通りを南進するのではなく、海岸通り（国道431号）等を利用してもらう。【通行規制ではなく協力依頼】

◆2期工事の概要

<工事期間> ～平成27年12月末（予定）

片側交通規制については、2月～7月がピークとなる。

<工事区間> 別添図のとおり

◆問い合わせ先

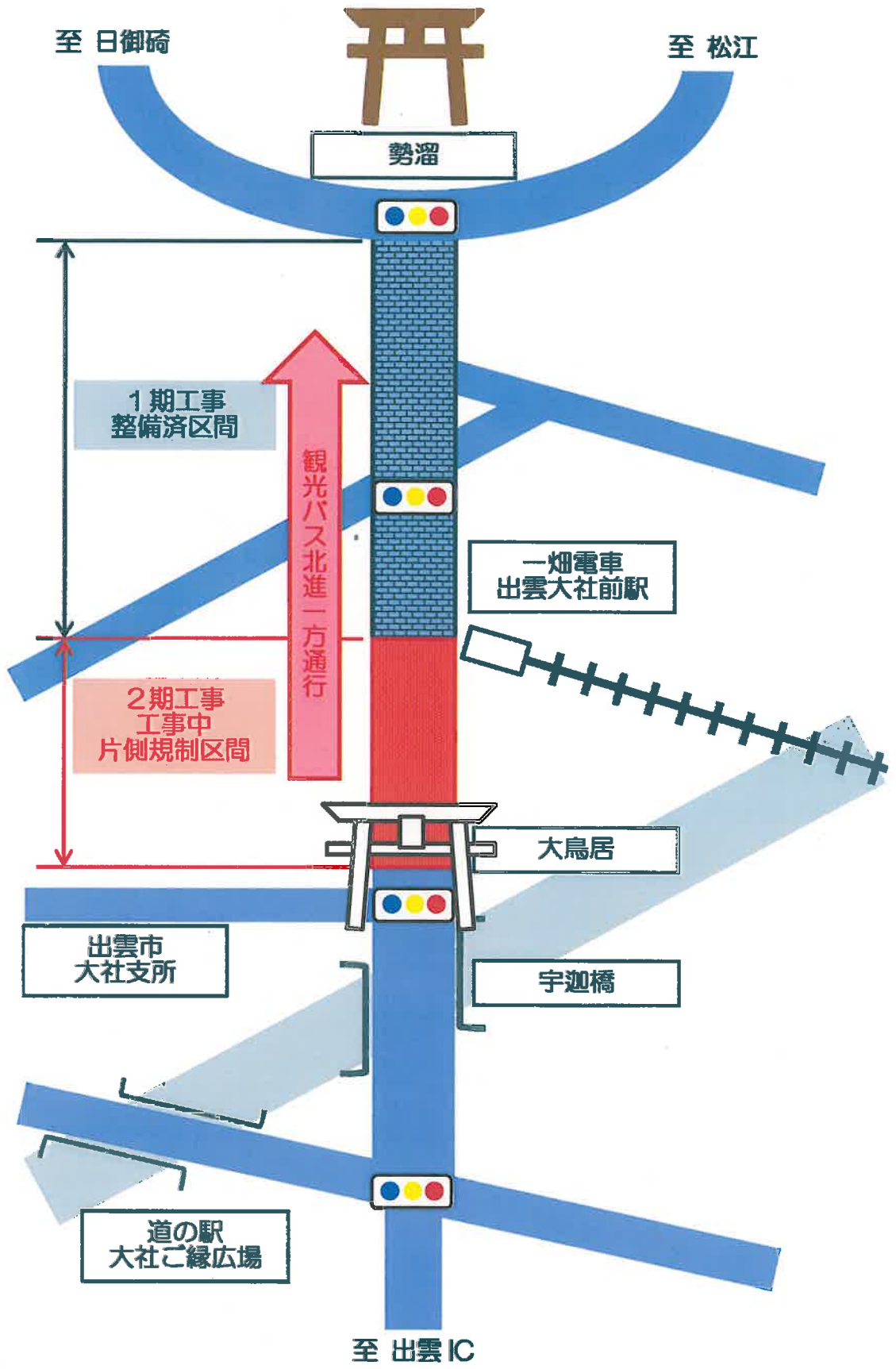
島根県出雲県土整備事務所土木工務部都市整備課 荒木

住所：〒693-8501 島根県出雲市大津町1139番地

電話：0853-30-5667 E-MAIL：araki-shunsuke@pref.shimane.lg.jp



<神門通り周辺概略図>



観光バス事業者の皆様へ

引き続き

出雲大社「神門通り」の 観光バスの北進一方通行に ご協力をお願いします。

出雲大社の参詣道である「神門通り」(県道斐川出雲大社線)は、出雲大社の大遷宮に合わせる形で、県と市と地元が一体となって、まちのにぎわい再生に取り組んでいます。この取り組みの一環として、観光バスの一方通行化を行っています。

ただし、路線バスは除きます。

◆実施時期

平成23年4月15日より(永年)
第2期工事施工による長期の
片側交通規制を実施予定
(平成27年2月~7月がピーク)



◆区間

神門通り(裏面のどおり)

◆目的

神門通りでは、「歩行者が安心して楽しみながら歩ける道づくり」を目標に、歩道を拡幅して車道を狭める整備を行います。これに伴い、神門通りでの大型車両のすれ違いを減らす目的で、観光バスを北進一方通行とします。

◆通行制限の内容

「観光バス北進一方通行」は通行規制ではなく、関係バス事業者の方々の協力により、ルール化させていただいています。(やむを得ない場合の南進は可能です)

【実施主体】出雲市/島根県出雲県土整備事務所/島根県出雲警察署

【連絡先】島根県出雲県土整備事務所都市整備課 担当/荒木【電話】0853(30)5667

観光バス北進一方通行区間

出雲大社から斐川IC方面へは国道431号と県道28号経由(青ルート)、出雲IC方面へは国道431号経由(オレンジルート)などで、次の目的地に移動していただくのがお勧めです。

至松江方面 →

北進一方通行区間



○古代出雲歴史博物館



○島根ワイナリー



至日御碕

稲佐の浜



至出雲IC

至国道9号出雲バイパス
至斐川IC

